

人 企 ― 1 1 0 5

令和 8 年 1 0 月 1 日

各府省事務次官等

各 外 局 の 長

各行政執行法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成 2 6 年 5 月 2 9 日人企― 6 6 0）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

なお、同日から令和 1 0 年 9 月 2 9 日までの間におけるこの通知による改正後の「国と民間企業との間の人事交流の運用について」規則第 2 条関係第 3 項第 6 号及び第 4 項第 7 号の規定の適用については、同条関係第 3 項第 6 号中「国際平和協力本部事務局長」とあるのは「国際平和協力本部事務局長及び日本学術会議法（令和 7 年法律第 7 0 号）附則第 2 8 条の規定による廃止前の日本学術会議法（昭和 2 3 年法律第 1 2 1 号。以下「旧日本学術会議法」という。）第 1 6 条第 2 項に規定する局長」とし、規則第 2 条関係第 4 項第 7 号中「国際平和協力本部事務局」とあるのは「国際平和協力本部事務局及び旧日本学術会議法第 1 6 条第 1 項に規定する事務局」としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第 2 条関係	規則第 2 条関係
1・2 (略)	1・2 (略)
3 この条の第 2 項第 3 号の人事 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。	3 この条の第 2 項第 3 号の人事 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。
一～五 (略)	一～五 (略)
六 内閣府の事務次官、内閣府 審議官、防災監、内閣府設置 法（平成 11 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項に規定す る職、同条第 5 項に規定する 局長、同条第 6 項に規定する 官房の長、同法第 61 条第 1 項に規定する次長、同条第 2 項に規定する職、同法第 62 条第 1 項に規定する職、同法 第 63 条第 1 項に規定する事 務局長及び局長並びに同条第 2 項に規定する官房の長並び に <u>国際平和協力本部事務局長</u>	六 内閣府の事務次官、内閣府 審議官、防災監、内閣府設置 法（平成 11 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項に規定す る職、同条第 5 項に規定する 局長、同条第 6 項に規定する 官房の長、同法第 61 条第 1 項に規定する次長、同条第 2 項に規定する職、同法第 62 条第 1 項に規定する職、同法 第 63 条第 1 項に規定する事 務局長及び局長並びに同条第 2 項に規定する官房の長並び に <u>国際平和協力本部事務局長</u> <u>及び日本学術会議事務局長</u>
七～十九 (略)	七～十九 (略)
4 この条の第 2 項第 5 号の人事	4 この条の第 2 項第 5 号の人事

院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一～六 （略）

七 内閣府本府の官房、局、政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織及び独立公文書管理監又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織並びに国際平和協力本部事務局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣府本府に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの

八～二十二 （略）

院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一～六 （略）

七 内閣府本府の官房、局、政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織及び独立公文書管理監又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織並びに国際平和協力本部事務局及び日本学術会議事務局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣府本府に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの

八～二十二 （略）

以 上